

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正
処分取消等請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成23年9月15日棄却・確定

(第一審・岡山地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年2月17日判決、本資料259
号-30・順号11143)

(控訴審・広島高等裁判所岡山支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年1月21日判決、本資
料260号-4・順号11360)

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	余傳 一郎
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
同指定代理人	上田 宏晃

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成23年9月15日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 横田 尤孝

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 白木 勇

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。